

# 陶磁器製品 (PSC 番号:AQ-03) 製品分類別基準

2004.09.29AQ-03  
2004.03.01AQ-02  
2003.1.22 制定

注)この基準はエコリーフプログラム実施用に作成されたものです。無断で、一部又は全部を、他の目的で使用することを禁止致します。

No.	大項目	中項目	小項目	要求事項
1	P S C 設定 の前提	製品	定義	陶磁器製品
2			範囲	<p>商標法施工例による商標分類第 21 類*の 4: 陶磁器製食器類 12: 陶磁製の包装用容器 15: 陶磁器製花瓶 とする。また陶磁製の置物・玩具も含む</p> <p>*:第 21 類 商標分類 4: 陶磁器製食器類 a. きゅうす、コップ、杯、皿、サラダボール、重箱、茶わん、 ディッシュカバー、デカンター、徳利、鉢、ビールジョッキ、べんとう箱、 水差し、湯のみ、わん b. 菓子缶、たる、茶缶、つぼ、パン入れ 12: 陶磁器製の包装用容器 飲食器用容器、化粧品用容器、食器用容器、薬品用容器 15: 陶磁器製花瓶 花瓶、立て看板、香炉、コップェル、水盤、風鈴</p>
3		ステージ	範囲	全ライフサイクルステージ(本プログラムで規定する PEIDS に掲げる全てのステージ:製造、物流、使用、廃棄・リサイクル)を対象とする
4	製品データ シート (LCI入力 データ)	製品ステージ 情報 (製品情報)	製品材料または 原料構成	<p>1. 製品データシートに原則として記載する材料は次の 8 項目とする。 粘土、長石、珪石、陶石、出荷前セルペン<sup>*1</sup>、市場回収セルペン<sup>*2</sup>、 釉薬、転写紙、顔料 * 1 出荷前セルペン:本焼成済の材料を製造工程内回収し破碎したもの * 2 市場回収セルペン:市場から回収した製品を破碎したもの</p> <p>2. 上記 8 項目以外のものは使用原単位名を記載する</p> <p>3. 資源投入量は各製造工程段階の材料質量とする</p> <p>4. 再生材利用に関する負荷、控除は以下の考え方に従い計上する。 オープンリサイクル/リユースを含む場合は次の項目に注意して各社 で妥当と判断されるシナリオを設定して計上できる。なお設定根拠の 妥当性は検証の対象となる。 (1) 「間接影響」範囲とする工程 (2) 「間接影響」範囲内の控除・負荷</p> <p>a. 負荷 ・ リサイクル工程投入までの前処理負荷も含め、実績もしくは は設定条件に基づいてリサイクルプロセス負荷を計上す る。 ・ 回収物流輸送距離は製品輸送時と同じく 500km、輸送 方法は各社で実情に合わせて設定する。</p> <p>b. 控除 ・ 使用済み製品の廃棄負荷削減、並びに本製品製造に関 する新規素材使用量削減に関する控除を計上できるが、上記 負荷を計上しない場合には本控除も計上できない。</p>

No.	大項目	中項目	小項目	要求事項
5		製造ステージ情報(製造サイト情報)	投入・消費・排出される物質とエネルギー	<ol style="list-style-type: none"> <li>消費負荷項目 <ol style="list-style-type: none"> <li>電力、A重油、軽油、灯油、ガソリン、LNG(都市ガス)、LPG工業用水、地下水、上水を計上</li> <li>部品等Aに関する加工エネルギーはMSDSの材料レベルまで遡る</li> <li>転写紙は副資材として計上する</li> <li>原料採掘から製品完成までの輸送エネルギーは計上する 但しサイト内における輸送は除外する</li> <li>製造企業から地元流通企業までの輸送エネルギーは計上する</li> </ol> </li> <li>排出項目 特定せず。ただし各社で重要と判断したものを記載する</li> </ol>
6		物流ステージ情報	製品の輸送条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>輸送距離は500kmとする。(地元流通企業～小売流通企業)</li> <li>輸送条件(輸送方法、積載率)については各社実績を記載する</li> </ol>
7	製品データシート(LCI入力データ)	使用ステージ情報	製品の使用条件	特になし
8		廃棄・リサイクルステージ情報	製品の廃棄・リサイクル条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>製品本体は不燃物として一般廃棄物シナリオに従う。</li> <li>包装材は設定した廃棄・リサイクルシナリオに従って計上する。</li> <li>オープンリサイクル/リユースを含む場合は次の項目に注意して各社で妥当と判断されるシナリオを設定して計上できる。なお設定根拠の妥当性は検証の対象となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>「間接影響」範囲とする工程</li> <li>「間接影響」範囲内の控除・負荷</li> </ol> </li> </ol>
9	製品環境情報データシート(PEIDS)	インベントリ分析	LCI計算式	<ol style="list-style-type: none"> <li>転写紙に含まれる紙、顔料、樹脂の重量配分は各社実績により算出する。</li> <li>オープンリサイクル/リユースを含む場合は間接影響と直接影響に分離して計算し、このうち間接影響分を「リサイクル効果」として表現する。PEIDSでは間接影響の合計を「リサイクル効果」欄に記載し、リサイクル効果の内訳をPEIDSの解説欄に記載する。</li> </ol>
10		インパクト評価	カテゴリ追加	<ol style="list-style-type: none"> <li>エネルギー、資源の消費</li> <li>温暖化、酸性化、エネルギー資源、鉱物資源</li> </ol>
11	内訳データシート(製品データシート関連)	データ加工	アローケーション	各製造企業からのエネルギー、水使用量は、生産質量で配分する。
12		データ収集	収集範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>収集場所: データ実測地となるサイト(事業所、工場)とする直接、製品製造に関する範囲を対象にし、事務部門、研究部門は対象としなくてもよい。</li> <li>収集期間: 季節変動を考慮し年間平均値に基づき測定する。</li> <li>収集工程: 原料採掘から廃棄・リサイクル工程とする。 (原料採掘 原料精製 製品製造 流通工程 廃棄・リサイクル工程)</li> </ol>

No.	大項目	中項目	小項目	要求事項
13			カットオフルール	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製造ステージから排出される、製品生産量の 0.1%未満の廃棄物はカットオフする。</li> <li>2. 販売過程でのショップから個人または事業所までの輸送及び回収過程での集積所までの持ち寄り輸送はカットオフする。</li> <li>3. その他カットオフを適用する場合は、その内容と根拠を明確にする。</li> </ol>
14	内訳データシート (PEIDS 関連)	データベース	原単位データベースの選定	<p>転写紙の構成要素には以下のエコリーフ共通原単位を使用する。</p> <p>紙 : No.69 洋紙  樹脂 : No.35 PVDC (塩化ビニリデン樹脂)  顔料 : No.11 電解 MnO<sub>2</sub> (二酸化マンガ)</p> <p>紙、樹脂、顔料の重量配分は各社実績により算出する。</p>
15			原単位データベース追加	なし
16			特性化係数の追加	なし
17	製品環境情報	製品仕様		<p>以下の項目を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の産地、重量、使用原料</li> <li>2. 再生素材の配合率:出荷前セルペンと市場回収セルペンを別々に</li> <li>3. 性能: 強度、急冷強度、吸水率</li> </ol>
18		データ公開内容		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 記載項目 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 必須項目として規定されている「温暖化負荷、酸性化負荷、エネルギー消費量」を記載</li> <li>b. 選択項目の7項目は記載自由とする</li> </ol> </li> <li>2. 対象ライフサイクルステージ記載自由とする  表現方法開示方法は製品質量 1kg あたりの環境負荷とする文章、表、グラフいずれの選択も自由とする。</li> <li>3. オープンリサイクル/リユースを含む場合は <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「リサイクル効果」は実際に発生した負荷とは統合せずに、独立してステージ毎に点線で表示する。</li> <li>・ リサイクル効果の内訳は欄外に記載する。</li> </ul> </li> </ol>
19	その他環境関連情報	選択記載項目		<p>客観的に事実確認が可能な下記関連情報を記載できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイプ および/またはタイプ の環境ラベル</li> <li>2. ISO14001認証の取得</li> <li>3. 国、県または工業会等の認証・認定・表彰</li> <li>4. 食品衛生法に定めたPd/Cd溶出量</li> </ol>